

井 加 田 ま り の 質 疑 及 び 答 弁

平木副委員長 井加田委員。あなたの持ち時間は60分であります。

井加田委員 立憲民主党・県民の会の井加田でございます。

任期中の予算特別委員会で、最後の質問となります。地域の声、働く現場の皆さんの声を丁寧に届けてまいりたいと思います。

さて、去る3月8日は、国際女性デーでございました。地域からジェンダー平等研究会による2023年の都道府県版ジェンダーギャップ指数が公表されました。富山県は、行政が14位、教育が17位、経済が34位、政治分野が38位との結果で、上智大の三浦まり教授の分析では、行政、特に県庁はよいが、女性の政治参加が課題ということであります。

新田知事就任後の、副知事、管理職への女性の積極的登用や、教育分野での管理職の男女比が高水準ということで、行政、教育の分野で、全国順位が14位、17位と高く評価をされました。一方で、経済、政治の分野では、依然として低水準のまま課題が残っております。

イギリスのエコノミストによる女性の働きやすさランキングにおいても、上位4か国を北欧諸国が占めており、日本はこの7年連続ワースト2位で、女性がいまだに家庭と仕事のどちらかを選ばなければならない状況にあること、男女の賃金格差、企業の要職に占める女性の割合が大変遅れていることも指摘をしています。

富山県で若い女性の県外流出が止まらない背景には、経済分野及び政治分野へのジェンダー平等が依然として進まないことが大きく影響しているとも考えられます。そうした背景も考えつつ、質問に

入りたいと思います。

まず、初めに、賃上げ実現に向けた県の支援について、知事に2問質問をいたします。

この3年の長きに及ぶコロナ禍の影響、そして、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した物価高から県民を守るために、今年の春闘では物価高を上回る大幅賃上げの実現と格差の是正、長時間労働の是正などの処遇改善が課題となっております。

政府や経団連は、物価上昇を超える賃上げが必要としておりまして、知事も3月1日の菅沢議員への答弁で、賃上げを後押しすると述べておられます。本定例会で、エネルギー価格、物価高騰対策として拡充されました補正予算分も含めて、中小企業の賃上げにつながる実効性のある取組が求められていると思います。

春闘も、民間の大手組合では、今、大きな山場を迎えております。一方で、中小、地場の企業においては、これから交渉に入るという状況でございます。現在、実質賃金が目減りしている中で、中小、地場の企業で働く方々が取り残されることのないよう、賃上げを後押しする知事の力強いメッセージを発していただきたいと考えるものでございます。

県内企業におけるパートナーシップ構築宣言の取組状況と併せて、新田知事の所見を伺いいたします。

新田知事 エネルギーや原材料価格の高騰が続く中、県内中小企業が継続的な賃上げを実施するためには、適切な価格転嫁の下、企業におけるDXや省エネ、人への投資などによる生産性の向上に併せ、企業の規模にかかわらず、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行われることが重要と考えます。

このため県では、2月補正予算案、また新年度予算案に、生産性の向上などにより賃金の引上げが行われ、消費が活性化する好循環に向けた施策や、商工団体における相談体制の充実などを盛り込みました。

また、賃上げを含む人への投資による分配の好循環を実現するために、2月22日に開催しました中小企業の振興と人材の育成などに関する県民会議において、サプライチェーン全体での価格転嫁の実現を目指すパートナーシップ構築宣言のさらなる普及推進について、経済界、労働界などの代表の皆様から幅広く賛同いただき、取り組んでいます。

県としても、経済団体、製造業等の業界団体、金融機関、消費者協会などを通じて、この取組への理解や協力をお願いするとともに、県のホームページやSNSでの周知を図るなど、価格転嫁についての機運醸成を目指しております。なお、現在、県内で219社が登録をされております。2月29日から8社増えております。

さらに、こうした取組に加えまして、国に対し、全国知事会と連携して、中小企業が賃上げを実現するための生産性向上の支援や、価格転嫁の円滑化などに関する対策を求めることとしておりまして、今後の国の対応も踏まえながら、賃上げの取組を後押ししてまいりたいと考えます。

井加田委員 格差是正につながる賃金改善をさらに強力に後押しすることも大事だと思っています。今ほどおっしゃった適正な価格転嫁、これも大事であります。一方で、さらに、今の現状の中では、賃上げというのは、人への投資イコール賃上げだと読み替えることもできると思います。ぜひその辺のところも含めて、強い知事のメッセ

ージをさらに発していただくことを、より強くお願いしておきたい
と思います。

次に、格差是正につながる賃金改善、強力に後押しするということ
を申し上げました。以前から事業があると思いますが、非正規雇
用から正規雇用への転換に取り組む事業者や、事業場内最低賃金の
大幅引上げに取り組む事業者に対して、思い切った支援策が必要と
考えます。

これまでの取組状況と今後の取組について、知事に続けてお伺い
をいたします。

新田知事 物価高騰が続く中、非正規雇用労働者の正規雇用への転換、
また、継続的な賃上げの実現は重要な課題と捉えております。

県では、これまでも非正規労働者の正規雇用に向けて、合同企業
説明会の開催や、職場定着に向けた研修会、キャリアコンサルタント
による伴走支援などに取り組んできています。

また、非正規雇用労働者の処遇改善のために、同一労働同一賃金
などの職場環境づくりに向けた取組への支援の充実について、全国
知事会とも連携して国に働きかけています。

さらに、省エネやD X、カーボンニュートラルの推進を後押しす
るビヨンドコロナ補助金などにつきまして、先月27日に議決いた
だいた補正予算により、生産性向上による賃上げに向けた取組に対
しては、補助率を引き上げて、支援を一層強化することにしていま
す。

また、今年度創設した国の業務改善助成金に上乗せ補助を行う富
山県賃上げサポート補助金や、県内企業において働く方々のスキル
アップや生産性向上を支援する、とやま人材リスキリング補助金に
より県内企業の賃上げを後押しするとともに、その前提となる価格

転嫁が適正に行われるよう、先ほども申し上げましたが、県内の経済団体と連携して、パートナーシップ構築宣言の普及にも取り組んでいます。

新年度においても引き続き、これらの支援によって、非正規雇用労働者の正規雇用への転換や、構造的な賃上げへ向けて、富山労働局と連携をして取り組んでまいります。

井加田委員 富山県内中小、零細の地場産業が多い状況の中で、そうした方々の賃上げが取り残されることのないように、しっかりと後押しをさらにお願ひ申し上げたいと、このように思っております。

次の質問に移ります。

新型コロナ感染症の5類感染症への位置づけに伴う県の対応についてでございますが、質問に入る前に資料の配付を許可願ひます。

平木副委員長 許可いたします。

井加田委員 お手元に届くまでに若干説明を始めますが、配付していただきました資料は、「医療従事者および保健所等職員の意識・影響調査結果」という内容のものでございます。コロナ感染症の対応に、中心的な役割を果たしてきた全国の医療現場、保健所、保健センター、県の場合は厚生センターですけれども、それから地方衛生研究所の現場で働く方々の労働環境の実態についてのウェブアンケートの調査結果でございます。

若干概略を説明いたしますと、前半の2ページから6ページまでは、いわゆる保健所、衛生研究所との保健衛生職場で働く方々の調査結果です。後半の部分は医療現場となっております。

まず2ページを見ていただきますと、下の表で、職員の23%が過労死ラインの時間外労働を経験しているという実態です。そして3

ページに参りまして、コロナ禍前と比べて83%が業務量が増えた、77%が人員不足との指摘をしておられます。それから、4ページに行きまして、43%の方が本来業務ができていない、73%の方が教育・研修の機会が減少したと答え、自由記載の意見の中には、通常業務の縮小などで、技術や知識の伝承が難しくなっているとの指摘がございます。5ページに行きまして、新型コロナ対応業務では、51%が2人にお一人がカスタマーハラスメントを受けておられる実態がございます。

お読み取りしながら見ていただきたいわけですが、7ページからは、公立、公的病院で働く医療従事者の調査結果となっています。このページで言えば、今の職場を辞めたいと思う人が、昨年度より3%増えております。そしてまた、8ページに参りまして、77%がコロナ禍で業務量が増えた、76%の方が人員不足とお答えです。そして、9ページに参りまして、91%の方がプライベートを厳しく制限されていたと。それから、76%が急な勤務変更を経験しているとの回答です。そして、その中には、有給が取れない、欠員が出ても業務量は変わらず、皆疲弊しているとのお答えが印象的です。そして10ページ、鬱症状があるという方が27%、昨年より4ポイント増加をしている、このような状況です。

この一連の調査結果には、新型コロナ感染症の最前線で働いている現場の方々の切実な状況や声が伝わってまいります。現場の状況に寄り添っていただきながら、問2では、新型コロナ感染症の5類感染症への位置づけ変更と、県の対応についてお聞きする質問でございます。厚生部長に4問、知事に2問、準備をしております。

5月8日から5類感染症に変更されるわけですが、5類への変更

に伴って、インフルエンザなどと同じ扱いに段階的に移行する、そして一定の公費負担の支援を見直す、発生届を終了し、感染動向把握に移行する、マスク着用は個人の判断に、ワクチンは予防接種法に基づいて実施などの方針が示されています。

一方で、現場では、5類に分類が変更されても、現場対応は何も変わらず、院内クラスターが発生すれば、急な夜勤変更が当たり前で、プライベートも制限されたままという声があります。

今後どのような感染防止対策が必要なのか、こうした医療現場の実態を受け止めていただきながら、まず衛生研究所の対策についてお伺いをいたします。

特措法に基づいて、協力要請などの各種措置は終了いたしますけれども、発生届の終了後も感染動向の把握に努める必要があります。また、新たな変異株を早急に発見するためにも、体制拡充が重要です。

今後、衛生研究所において、全ゲノム解析機器、試薬の確保や新たな変異株に対処するための体制拡充にどのように取り組まれているのか、有賀厚生部長にお伺いをいたします。

有賀厚生部長 衛生研究所の検査体制の確保については、5類移行後も、引き続き都道府県において新型コロナのゲノム解析を行うこととされているほか、新たな感染症への備えとしても重要だと考えております。

検査機器に関しては、新型コロナに対応できるよう随時拡充しておりまして、現在、リアルタイムPCR検査機器が3台、全ゲノム解析機1台の体制で運用しております。

また、今年度は、新たに作業効率の向上を目的として、PCR検

査の自動化システムを導入したところ、11月からは、1日当たりのPCR検査能力が、従来の約300件から約900件に飛躍的に拡充しており、検査機器に関しては十分な体制となっていると考えております。

さらに、先般、地域保健法が改正され、都道府県は、地方衛生研究所の体制整備など、専門的な知識、技術を必要とする試験検査、調査研究等の業務を行うための必要な体制整備を推進することとされました。これを受けまして、今後、国の地方財政措置も確認しながら、必要な体制について検討してまいります。

井加田委員 続いて、新型コロナウイルス感染症が再び蔓延しないように、当分の間、感染拡大防止に向けた措置の継続に向けて、今ほど衛生研究所の体制の拡充についてお聞きしましたけれども、県として新たな指針などを定め、対処する必要があるものもあると考えます。慎重な対応が必要だと思っています。

そこですが、当面の間、発熱患者の相談体制の継続、そして、厚生センターなどによる入院調整機能の維持確保にどのように取り組んでいかれるのか、お聞きいたします。

有賀厚生部長 新型コロナウイルスの相談体制については、県民の皆様の不安に寄り添うため、また、医療機関の負担軽減のためにも、発熱時の受診相談に加え、自宅療養者の体調変化時の相談体制についても引き続き必要と考え、予算についても通年分計上をしております。

入院調整については、感染者は多いものの重症者は少ないという特性が顕著であったため、昨年夏以降、通常医療への移行も見据え、患者の状況を把握している医療機関の間での調整に徐々に移行させてきたところでございます。

このため、5類移行後も、原則、医療機関の間で入院調整を行い、厚生センターは、困難な事例の調整を行うものと見込んでおります。

新型コロナに対する厚生センターの体制については、この2年間で保健師を10名増員し強化したところであり、来年度はさらに2名の定数増をいたしました。5類移行後も、県民の皆様からの相談対応や、高齢者施設等への支援などの業務が引き続き継続することから、県としては、今後とも厚生センターがその役割をしっかりと果たせるように努めてまいります。

井加田委員 相談体制については、コールセンターも含んで、通年体制ということで確認してよろしいですか。

有賀厚生部長 御指摘のとおりでございます。

井加田委員 もう1点、施設療養を希望する方に対して、十分な療養体制を提供する必要があると思うのですが、公費による十分なホテル施設の確保にどのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

有賀厚生部長 宿泊療養施設については、主に重症化リスクのある方と同居し、かつ、部屋数などにより御自宅で感染対策を行うことが難しい感染者の療養場所として運営しているものでございます。

現在のオミクロン株では感染力は確かに強いものの、重症化度が下がっているということから、例えば、2月は感染者が7,085人に対し、宿泊療養施設の利用者は97人、利用率は1.4%となっており、ほとんどの方が自宅で療養されております。このため、感染拡大防止を目的とした隔離のための役割は、おおむね終了したものと考えております。

加えて、ウイズコロナが浸透し、社会経済活動の平常化が進む中、

ホテルの通常営業に対する地元の期待も大きくなっております。また、国においても、隔離目的の宿泊療養施設は廃止するという方針が示されております。

このため、魚津市と高岡市にある2棟の運営を3月末で終了し、残る富山市の1棟についても、5類へ移行する5月7日をもって終了する予定としております。

5類移行後は、慣れない場所に移動の上、療養するというよりも、他の疾患と同様、生活の拠点となる自宅で、必要な場合は在宅医療や訪問看護により支援をしていくことが望ましいと考えております。

県としては、先ほど答弁したとおりでございますが、療養中の方々の相談窓口の継続によって、支援を続けていきたいと考えております。

井加田委員 5月7日までは、富山市の宿泊療養施設については存続をすると、ほかは3月末で閉鎖をするということでございますね。

もう1点、厚生部長にお聞きをしたいのは、この5類感染症に位置づけが変わることで、医療、介護の現場が安全になるわけでもないという状況だと思っています。引き続いて、必要な物資の確保や供給が滞ってはならないと思っています。

当面の間、治療薬、検査キット、防護具など、十分な確保、供給に向けて、どのように取り組んでいかれるのか、お聞きいたします。

有賀厚生部長 まず、新型コロナの治療薬については、あらかじめ登録された医療機関及び薬局に国から直接配分される仕組みとなっており、今後はより多くの医療機関に診療していただくためにも、円滑な供給体制の構築が必要であると考えております。

また、検査キットは、昨年9月から薬局等での販売が解禁され、

一般の県民が購入しやすくなっているものの、高齢者施設等の検査の実施などには、まとまった量の確保が必要でございます。さらに、感染防護具は、現在、国、県より、定期的に必要量のニーズ調査を行っておりますが、その中では、特に手袋などの消耗品のニーズは高いといったような状況です。

このため、全国知事会と連携して国に対して、治療薬、検査キット、感染防護具などの安定的な供給体制の維持や、国で一定程度の備蓄を行うこと、また、医療機関や高齢者施設等での感染防護具の確保や、従事者の検査等への支援について求めているところでございます。

県としては、引き続き、医療、介護現場のきめ細かな状況把握に努め、本日表示される予定の段階的移行措置の内容も踏まえて、安定的な物資の確保と支援に努めてまいります。

井加田委員 毎日の公表数を見ておきますと、徐々に収束に向けて進みつつあるなという思いがある一方、マスク等が個人判断ということになったり、さらに、イベントや年度末の旅行シーズンになりますと、これはどういうふうに展開するかというのは、まだ未知な部分もあると思っております。当面の間ということで準備はしておられますけれども、ぜひ感染症の拡大も見据えた、しっかりとした対応を検討して準備をしておいていただきたいと思いますと思っております。ありがとうございました。

続いて、知事への質問でございます。

先ほどのアンケートに戻りますが、7ページ下のほうに、医療従事者の72%が仕事を辞めたいと思ったことがあり、理由は、業務が多忙、賃金に不満、業務の責任が重い、人員不足が挙げられていま

す。

また、11から12ページにかけて、先ほども介護報酬の質問がありましたけれども、10月からの診療報酬による処遇改善については、施設基準が新型コロナ対応となっておらず、全体で16%の方、看護師でも18%の方しか改善されたという認識がない、そういう数字の回答しかされておられません。ちょっと細かい字で、読むのにかなり時間がかかるとは思いますけど、そんな状況でして、結果的には、人員不足で業務が多忙であって、重い責任の割には賃金が伴っていないと考える従事者の方も多い状況です。

また、先ほど申し上げた、心ない相手からのカスタマーハラスメントもかなり大きな負担となっている状況が大変うかがい知れる内容だったと思います。

それで、5類移行後も、当面、医療現場がどのように推移していくのかもまだ未知なところがあるわけですが、対応は基本的には変わらない状況の中で、現場の最前線で働いている方々に対して、特殊勤務手当等の支援は継続すべきと考えるものです。過去にあった慰労金や各種手当も含めて、新型コロナ対応の最前線にいる方全てに行き届くような処遇改善が着実に実施をされる、このことが必要だと思っています。

県として、どのように取組を考えておられるのか、知事にお伺いをいたします。

新田知事 これまでの新型コロナ禍におきまして、医療機関や高齢者施設への支援を国に働きかけてまいりました。その結果として、現在、新型コロナへの対応を評価した診療報酬や介護報酬の臨時的な加算が設けられています。

また、病床確保病院では、病床確保補助金の一部を、コロナ患者の対応を行う医療従事者の処遇改善に充てることが義務づけられています。令和4年度上半期実績では、22の病院で約3億円がこの用途に充てられています。高齢者施設についても、県のかかり増し経費に対する補助金を活用して、感染業務に係る手当などに充てられています。

特殊勤務手当や県独自の慰労金とのお話でしたが、各医療機関、施設には、これら既存の制度を活用して従事者の処遇改善に取り組んでいただきたいと思います。

さらに、5類へ移行しても、新型コロナの特性が急に変わることはなく、引き続き、医療・介護現場で働く方々の熱意と感染対策技術が必要となることから、臨時的な加算や支援を継続するように、全国知事会と連携して働きかけているところです。

また、今年度は、令和6年度からの新たな診療報酬、介護報酬の同時改定の議論が行われておりまして、現行の臨時的加算や支援が新たな報酬体系に反映され、医療機関や施設の安定的な収入となるように国へ要望してまいります。

井加田委員 今のところ、予算化されておりますのは、当面の間、継続ということでありまして、その後の内容については確定をしていないわけですが、やはり新たな感染症も踏まえて、そうした対応をする、例えば2類の感染病床がこれでいいのかという、そういうこともございます。

人員体制の確保についても、空きベッドだから配置しないということではなくて、拡大に備えて予備的に配置しておかないと、即応で対応できる状況とはなりません。コロナ禍を経験して、そうした

現場の実態が本当に突きつけられたと思っています。医療・介護現場の感染防止対策についても、引き続き具体的な支援はまだまだ必要だと思っています。

こうした先ほどの医療現場の声を、全国レベルで拾った声でありますけれども、そうした公衆衛生の現場や、医療現場の最前線で感染症と向き合ってきた方々の生の声を丁寧に引き取っていただきたい。そして、この後の必要な対策に、国に求めていただくということも大事ですけれども、しっかりその地域の実情に合った対応、こうした声を生かしつつ、対策、施策に盛り込んでいただきたいと考えるものですが、知事の御所見を伺います。

新田知事 5類の移行に伴いましての国の段階的移行措置については、本日ちょうど示される見込みであり、出ましたら、早急に内容を精査して、県としての対応方針について整理をします。その際には、感染防止対策においては、5類に移行しても感染性が強いという特性は変わらない、これをしっかり念頭に置いて、重症化リスクの高い方が多い医療機関、あるいは高齢者施設での感染対策が、引き続き重要になると考えています。

このため、当面の間は、感染防止対策への支援を継続するとともに、国が示す効率的な感染対策の周知啓発に努めたいと考えます。また、新たな感染症に対する事前の準備という意味では、今回の新型コロナへの対応を通じて、新興感染症が一たび流行すると、医療、介護に大きな負荷がかかることを改めて認識したところであり、人材も含めた医療、介護資源の備えが重要だと感じています。

こうしたこともあり、平時からの感染症への備えを確実に推進するため、感染症法が改正され、都道府県は、令和5年度中に新たな

感染症の予防計画を策定する必要が出てまいります。

県としては、新年度は、新型コロナへの対応も検証した上で、現場の医療、介護などの関係者の御意見を丁寧に聞き取りながら、今後の病床の確保や、人材育成などを含む感染症予防計画の策定、そして遂行を通じて、今後の新興感染症に備えてまいります。

井加田委員 丁寧に答えいただきました。やっぱり現場の生の声、それから見えてくる適切な対処の仕方というのは、必ず現場——知事も現場主義ということがございますので、スピード感を持って取り組んでいただければと思っております。期待しておりますので、よろしく申し上げます。

次の質問ですが、この議会中も、子育て支援、少子化対策が大きな議論の目玉でありました。

今、各市町村でも、令和6年4月から出産・子育て応援交付金に併せた新たな子育て制度が始まるため、県においては支援ポイント制度ということで、1歳半健診の時期に併せて、従来の子育て応援券を電子クーポンで支給するといったことが検討されている状況だと思います。

私は、この点については少し首をかしげるのですが、定期的な伴走支援ということがございますけれども、従来から1歳半健診というのは、節目健診として位置づけられております。その時点まで、県が独自に3万円相当に引上げということではありますが、それまで支援を遅らせる必要があるのかなと、そんな思いがいたします。

妊娠届の時点で5万円、出生届のときに5万円支給、これは国の資金で県と市も支援しているわけですが、それと併せて、例えば5万円相当を県として上乗せするとか、それから、出生届時に紙お

むつなどの現物支給をするほうが、新たなアプリを開発してクーポンで支給するよりも、本当に利便性が高いんじゃないかと考えます。

出生時、必ず必要なものは、紙おむつです。今日の新聞でしたか、保育園の紙おむつについて、保育園でそれぞれ子供の名前を書いてストックをしているというのは。私、実はあれっと思って聞いており、本当にそうだったんだと改めて思ったのですけれども、それぞれ毎日、保育園に預けて使ってもらうわけですから、それを保育園で一括して使いやすくするということが、これも一つの制度だと思いますけど、新生児を育てる上で、紙おむつというのは生活上、大変必要なものでして、むしろ、一時金で出生時の5万円というのが新たにできたわけですから、繰り返しですが、現物支給のほうが本当は利便性もいいんじゃないかなと思いますし、実際にお母さん方に聞くと、出生時に紙おむつをもらったらいよいよねという方も結構おられます。

ほかの県も、現金支給のところもありますが、現物支給で、紙おむつも含めた育児用品の支給ということも検討されていると思うのですが、もうそこに向かって走っておられるのかもしれませんが、ちょっと再考いただく必要があるんじゃないかと思いますが、有賀厚生部長の見解をお聞かせください。

有賀厚生部長 先ほど御指摘があったように、国での対応も踏まえまして、県では、もともと用途を限定したものであった子育て応援券事業のほうは見直しをして、国事業による妊娠時、出生時の経済的支援に加えて、より継続的な支援につながるということで、市町村にも御意見をお伺いした上で、国事業と重複する出生児の支給から、1歳から1歳半児に支給時期をずらして、さらに金額を拡充した上で追加の支援を行うこととし、今議会において、両事業に共通して

活用できる新たな子育て支援ポイント制度を創設するための関係予算を計上したということでございます。

子育て家庭の御事情やニーズは様々であると思われまして、現物支給というか、それに限定するようなものよりは、多様な選択肢から必要な育児用品やサービスを選べるほうが利便性が高いのではないかと考えます。

そのため、新たなポイント制度では、これまで子育て家庭から要望が多かった、おむつやミルク等の育児用品等へも用途を拡充したいと考えており、今後、市町村とも意見交換を重ねながら、多様なニーズに幅広く対応できるよう、制度の内容を詰めてまいります。

井加田委員 いろいろな意見がありますけれども、市町村とのお話の中で方向づけられたということでもあります。多分去年から検討されたと思いますけれども、現場のお母さん方というか、当事者の方の意見も、もっとさらにお聞きいただく期間としてはどうだったのかなという思いもあります。途中で方向転換できるのかどうか分かりませんが、ぜひそういった現場の声といいますか、そういったところに寄り添ったことでの支給、あるいは、事業化するというよりも、例えば1歳半でもいいんですけども、現物じゃなくても現金支給というやり方がありますし、金額も3万円でいいのかということもありますので、そういったことも引き続き検討いただきたいなと、このことを要望しておきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、この令和3年度に公表されております全国の児童虐待相談対応件数が過去最多となっております。子供や家庭を取り巻く環境が複雑化する中で、児童相談所や児童心理治療施設に求められ

る役割はますます増していると思っております。

富山児童相談所が2拠点化で整備されるということが決まりました。どのように機能強化を図っていかれるのか、また、児童心理治療施設は、高岡児童相談所に対しても、どのような支援、連携をしていくこととなるのか、少し全体像についてお聞かせください。新田知事にお伺いします。

新田知事 富山児童相談所の整備については、利便性が高く、専門相談機関との連携が必要であること、虐待によるトラウマや発達障害など、医療や心理の両面から専門的ケアが必要となることから、富山駅前C i Cビル5階と、富山県リハビリテーション病院・こども支援センター隣接地の2つの拠点を持つ体制とすることにしました。

このうち、富山駅前のC i Cビルに整備するものは、富山児童相談所のほか、総合教育センターの教育相談窓口などの県の子供に関する相談機関を集約して配置いたします。また、既に設置済みの富山市さんの子育て関係機関とも連携し、様々な困難を抱える子供や家庭からの相談に対し、各相談機関の強みを生かした総合的な支援ができる体制とします。

また、リハビリテーション病院・こども支援センター隣接地に整備する拠点は、一時保護児童の心のケアや、虐待や発達障害により医療を必要とする子供や家庭に対し、隣接する関係機関と連携した支援ができる体制といたします。

さらに、新たに整備する児童心理治療施設は、虐待などにより心理治療を必要とする子供を県下全域から受け入れることにします。なので、富山、高岡の両児童相談所とは、入所措置に向けた事前協議や入所中の療養状況などの情報共有を密にしまして、退所後の継

続的な相談や支援などについても、十分に連携を取りながら支援を行うよう、しっかりと準備を進めてまいります。

井加田委員 どうもありがとうございます。

次の質問は、これは教育長にお伺いしたいと思えますけれど、ヤングケアラーの問題です。今本議会でもヤングケアラーをめぐっての議論が交わされています。

ヤングケアラーを早期に発見して、適切な支援につなげるためには、行政や福祉や介護、学校等の関係者間の連携が大変重要だと思います。中でも毎日子供たちと直接接している教員が、日常の異変にも気づきやすく、学校の果たす役割も極めて大きいのではないかなと思います。

このヤングケアラーへの適切な支援に向けて、教育委員会としてどのように取り組んでいかれるのか、荻布教育長にお伺いをいたします。

荻布教育長 教員は、子供と接している時間が長く、日々の変化に気づきやすい立場にあり、ヤングケアラーについても、早期に発見し、適切な支援につなげていく第一歩となると考えております。

学校では、日頃の様子観察、不安や悩みに関する調査の実施、個別面談などによりまして、子供たちが発するサインを見逃さないように努めるとともに、スクールカウンセラーとも連携し、子供の状況をきめ細かく把握するように努めております。

また、県などで設置している様々な相談窓口を児童生徒にも周知しており、こうした窓口で受けた相談は、内容に応じて学校とも情報を共有しております。学校で把握した内容については、ヤングケアラーなどの家庭環境に起因する場合は、スクールソーシャルワーカー

カーを活用して、福祉、介護などの関係機関につなぐなど、チームで支援をしております。

県教育委員会では、来年度、新たに配置予定のスクールカウンセラーのスーパーバイザーを活用しまして、子供のSOSのを見つけ方に関する研修などを行い、教員やスクールカウンセラーの資質向上を図り、ヤングケアラーも含め、子供が抱える悩みや課題を早期に発見し、適切な支援につなげていきたいと考えております。

今後、部局横断で子供施策について検討することも未来プロジェクトチームにおいて、ヤングケアラーへの包括的な支援策などについても協議を行い、学校教育、行政それぞれの立場からの支援について検討を進め、誰一人取り残さない教育の充実に取り組んでいきたいと考えております。

井加田委員 ぜひ一人一人の子供に目が行き届く、そうしたことを目標にして、縦割りではなくて、それぞれが関連し合う体制になるように、しっかり取り組んでいただきたいと、そんなふうに思います。

それでは、次に、農林水産部長にもお伺いしたいと思います。

担い手を支える農林振興対策についてお伺いをいたします。

今、農地の集積・集約化の推進が進んでおります。地域では、高齢化に伴いまして、担い手不足で、耕作放棄地も若干拡大していくような流れもあります。現場で頑張っている地域もありますけれども、そうした人手不足、高齢化で、協働活動そのものも、なかなか先が元気に見えないことが深刻な課題でありますけれども、やはり担い手確保につなげていくことが持続可能な農業振興対策だと思うわけですが、実効性のある支援、対策について地域から求められていると考えております。

今、農業用水路などの施設の維持管理について、担い手への負担軽減につながる多面的機能支払い制度について、前議会でも質問をいたしましたけれども、この具体的な支援の拡充に対して、今後、どのように取り組む方向であるのか、部長にお伺いをいたします。

堀口農林水産部長 本県では、現在1,035の活動組織が立ち上げられてきて、多面的機能支払交付金制度を活用した用水路の江ざらいや法面の草刈りなど、地域資源の適切な保全管理に積極的に取り組まれております。

結果といたしまして、担い手への負担軽減につながり、農地集積・集約化を後押ししているということをごさいます、本県の担い手への農地集積率は、令和3年度で67.8%、全国6位の高い水準となっております。

一方で、活動組織においては、農村地域の高齢化等による参加者の減少や、若手リーダー等の継承者不足、また、交付金事務の負担感などから、活動範囲や内容の縮小に加えまして、活動自体を取り止める組織なども見られるところです。また、近年の資材価格高騰等により、十分な活動ができないといった声も聞かれております。

このため県では、活発な活動を継続していただけるよう、活動組織の統合や地域間連携による広域事務局の設立などの体制強化を進めますとともに、地域内外のボランティア等とのマッチングによる人手不足解消への支援、地域の優良事例の紹介など、市町村と連携して取り組んでおります。

また、国に対しては、昨今の資材価格高騰等に対応した活動単価の見直しや、必要な予算の確保、配分などについてさらに働きかけていきたいと考えております。

今後とも、多くの地域で農業・農村の多面的機能が十分発揮されますよう、地域に寄り添いながら助言や指導を行い、豊かで魅力ある農村の実現に取り組んでまいります。

井加田委員 ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次に、警察署の再編統合についてお伺いをいたします。

今回、新たな高岡エリアの警察署の整備方針と建設ということが俎上に上がってまいりました。この建設をめぐっては、様々な議論もありました。地域の状況をそれぞれ検討して、地域の協力を得て建設場所が決定されたと認識をしているところでございます。

建設着手までには、学校再編統合も絡んでおりまして、まだ時間的な余裕はあります。そうした中で、高岡市、氷見市、両市の地域全体の安全・安心を守る拠点として、改めて整備拡充することが、これは両地域から求められているとっております。

一方で、これも議論がありましたが、現存する警察署の整備、そして交番、駐在所の約4割が耐用年数を超過している状態だということもお聞きをしておりますけれども、こうした施設も、再編に伴って計画的に整備を進めていく必要もあるのではないかと、そのように思っております。

また、再編統合される警察署との連携を強化していく、そうした地域交番の在り方や廃止等についても検討が必要ではないかと考えるものですが、杉本警察本部長にお聞きをいたします。

杉本警察本部長 今般、新たな警察署の建設適地を決定した高岡エリアにつきましては、高岡市と氷見市を合わせて人口20万人を超える地域を管轄すると、県内有数の大規模警察署となる予定でございます。

今後、施設整備に向けた準備を進めていくことにしておりますけれども、まずは来年度、民間活力導入可能性調査を実施し、その調査結果を踏まえて、速やかに整備方針や整備スケジュール等を策定していくこととしております。

一方で、委員御指摘のとおり、現在の高岡警察署及び氷見警察署の両方が、建設から相当の年数が経過しておりますほか、管内にある交番、駐在所の多くが耐用年数を超過しているなど、老朽化が著しい状況でございます。

この中で、警察署については、再編に伴い新たに庁舎を新築するほか、統合される警察署は、分庁舎として引き続き活用していくこととしておりますけれども、交番等についても計画的に建て替え等の整備を行っていく必要があると考えております。

また、今回の再編では、警察署の人員規模が大きくなり、刑事や交通などを専務とする警察官が増えることから、交番等に勤務する地域警察官は、本来の地域警察の主たる業務であるパトロール活動等に従事できる時間が増えるものと考えておりました。本署や分庁舎と連携した地域警察活動の充実強化が期待されるところでございます。

再編後におきましても、引き続き、治安情勢や社会情勢等に即した配置や人員等、交番駐在所の最適な在り方について検討してまいりたいと考えております。

井加田委員 今回の御答弁ですと、ちょっと分かりにくい部分もあるのですが、交番も再編統合ということも視野に置かれた御答弁だったのかなと、そんなふうに聞こえるのですけれども、そのことについてはどういうお考えでしょうか。

杉本警察本部長 今回の再編につきましては、あくまでも警察署、それからの分庁舎の再編ということを検討の対象としておりまして、もちろん、本署、分庁舎と交番駐在所を有機的に連携していく必要があるということで、大きなネットワークの中で考えていく必要があると考えておりますけれども、今回のこの再編自体は、本署、分庁舎に着目したものと御理解いただければと思います。

井加田委員 その具体的な計画段階はまだ出ていませんので、今の現段階の中で申し上げますとすれば、その次の質問とも関連しますので、要するに、機能強化されるという警察署ですが、地域の安全・安心という観点もありますから、交通の関係、管制の関係や、それから西部の高岡市、氷見市の地域を守るということ言えば、地震や浸水地域にも当たるのですけれども、災害時における迅速な情報収集や、機動的な救助活動の拠点としての機能も拡充されるという印象を持つわけです。また、そんな機能を併せ持つ必要があるのではないかなと考えていますけれども、どのような機能の強化や拡充について必要と考えておられるのか、お考えをお聞かせください。

杉本警察本部長 警察署は、地域の安全・安心の拠点であるとともに、大規模災害等の発生時における警察活動の拠点としての機能を有しております。今回の再編に伴う新たな警察署の建設適地の決定に当たりまして、災害時に十分に機能を発揮できる場所を重要な判断要素としてきたところでございます。

また、平成20年度に竣工した富山西警察署以降の新設警察署の整備に当たりましては、非常用自家発電設備を庁舎の2階以上に設置して浸水対策を講じておりますほか、耐震性能を標準の1.5倍にするなど、災害時の拠点施設としての機能を備えてまいりました。

このため、新たに建設する高岡エリアの警察署につきましても、災害時の拠点施設としての強度と安全性を備えた施設とするほか、ライフラインが仮に途絶した場合でも、機能を維持できる施設としていくこととしております。

また、災害時における交通の安全と円滑を図るため、引き続き交通管制センター機能を設けるとともに、捜索救助活動や被災地域の情報収集のためのヘリポートの設置などについても検討してまいりたいと考えております。

県警察といたしましては、災害等の発生時においても、関係機関と連携して、迅速かつ的確な活動が行えるよう、今後新たに整備する警察署の機能の充実に努めてまいりたいと考えております。

井加田委員 それぞれ、現庁舎、現警察署にはない様々な機能強化も計画をされているということでもありますけど、何分、今少子化ということで、この地域の在り方も統廃合によって変わってくる、そんな状況下にあります。ぜひ、再編の警察署が地域の安全の拠点として、それがまた地域の人に信頼される拠点としてあってほしいと思うわけで、9年からの着手になるのかどうか分かりませんが、地域の知恵もお借りして、しっかりと機能強化を図っていただく、そうした警察署になることを期待しておりますので、よろしく願いしたいと思います。ありがとうございました。

準備をいたしました質問は、初めてですけど、若干時間を残して終わることとなりました。ちょっと時間がありますので、この4年間を振り返って、つぶやいてみたいと思います。

私の職業は助産師でございます。子供さんが生まれる現場に多く立ち会ってまいりまして、そこから、お母さん方の生活の背景とい

うのは、非常によく見えるポジションにありました。

ですから、どういう思いを持ってこの方がお産に臨んでおられるかというのも、非常に人生勉強ではありますけど、そういう経験をたくさん積んだ上で、今議員として働かせていただいております。冒頭に申し上げたジェンダー平等というのは、社会の中で、男性、女性、性別役割分担という話もありますけど、基本は、結婚も共同作業ですけど、出産も子育ても共同作業なんですね。ですから、それを2人で分け合えば、働く場においてもそういう仕組みを整えば、そんなに片方に負担が寄り過ぎるということは私はないように思うんです。もう少し長時間ではなくて、若い方の働くことへの配慮があるということが、少し欠けているのかなと思います。それが問題意識の大きいところですよ。

地域のある製造業に勤めておられる女性の方が、何とか保育所の送り迎えは長時間保育で間に合うんだけども、小学校へ行くと、朝の送りから帰りの時間が早いので、学童保育を利用しても、迎えの時間と合わない。ですから、自分も男性と同等に働いて責任を果たしたいけれども、そのラインの中で言えば、この時間しか帰れないので、子供が置いてきぼりになる時間をどうしても対処しなきゃいけないという問題が生じてくる。

ですから、朝の短時間は、小学校の低学年まで、企業も工夫して取れることになっているけれども、大勢の人が取れない。そして、帰りのこの1時間の時短というのがあれば、子供の学童保育にもちゃんと迎えに行けるし、それから学童の場所も充実してほしいと。学童に携わる方も非常に手薄で、低賃金で働いておられる。こんな状況でやはり悶々として考えておられるということが非常によく見

えてまいります。

そんなときに、育児休業の取得ということで、男性も等分にそこに参画できるような仕組みで、例えば子供が小さいときに、育児時間ということで、正規職員として働きながら、その必要なときに、今日はお父さん、今日はお母さん、こういう対処の仕方もあるのではないかなと思っています。

そういった意味では、ぜひ変わり目、今後少子化といいますけれども、3世代同居も少なくなりまして、夫婦と子供というパターンも非常に多いわけで、本当に地域で見ていると、よくやっているなというのが見えます。ここに何らかの地域のつながりなのか、学校単位なのか、こども会なのか、こういう横のつながりというのは、地域の中での支援体制としてもやはり必要ではないかなと、最近、孫を通じてそういう思いも覚えたりしております。

ですから、もう少し頭を柔軟にして、ぜひこういったジェンダー平等ということを、もっとフランクにお互いに語り合える、そんな機運をつくりたいものと思っております。

ちょうど時間となりましたので、ありがとうございました。

平木副委員長 井加田委員の質疑は以上で終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩時間は10分間といたします。

午後 2 時 59 分 休憩